

介護事業所等を対象とした
新型コロナウイルスに係る
スクリーニング検査
(社会的検査)の
ご案内

令和3年1月
世田谷区

1 本事業におけるスクリーニング検査とは

高齢者又は障害者に通所や訪問サービス、相談支援を行う世田谷区内の事業所・施設の職員で、新型コロナウイルスに感染している可能性のある方を見つけ出し、感染の拡大を未然に防ぐためのPCR検査です。

「医師による診断は行われ~~ない~~（確定診断ではない）こと」

「検体は唾液（自己採取）」

「世田谷区において導入を検討してきたプール方式（4人分の検体を1つにまとめて行う検査）を採用したこと」

が主な特徴です。

2 スクリーニング検査対象事業所・施設の考え方

高齢福祉
サービス職員

障害福祉
サービス職員

- 訪問系サービス
- 通所系サービス
- 相談系サービス

対象

- 入所（居）施設
- 宿泊を伴うサービス
を提供する事業所

対象外

入所系施設に併設する事業所・施設については、当該入所系事業所・施設との職員の兼務があることも考えられること、及び今年度の東京都補助金の条件等により、本スクリーニング検査の対象外であることから、併設の入所系施設と併せて「定期検査」をお申込みください。

3 申込み～スクリーニング検査の流れ

(1) 申込み

事業所・施設が、インターネット上の専用Webフォームから、事業所・施設名、サービス種別、受検希望者数などを入力し、申し込み。



検査センターから事業所・施設に、詳細な手続きなどに関する案内を連絡。

(2) 検査

受検者へ申込書等を配付し、申込リストを検査センターに送付。



検査センターから検体採取キット等、検体回収日等を記載した通知を事業所・施設に送付。



事業者から受検者に、検体採取キット等を配付。



受検者は検体（唾液）を自己採取し、検体回収日までに所属事業所・施設へ提出。

唾液採取は、可能な限り検体回収日の朝（難しい場合は、前日の午後以降）に行ってください。



検体回収日の午前中に、検査センターが事業所・施設を訪問し、検体を回収。



PCR 検査を実施。



検査結果は、検体回収日の翌開庁日の午後以降に、検査センターから事業所・施設に連絡。

4 スクリーニング検査において「陽性疑い」の職員を確認した場合

スクリーニング検査の結果、新型コロナウイルスへ感染している可能性がある「陽性疑い」の場合、該当者は随時検査（確定検査）を受けていただく必要があります。

随時検査（確定検査）の結果が確定するまでは、可能な限り、自宅か事務所等に滞在していただくようお願いします。

また、事業所・施設の他の職員や利用者で、特に以下の状況に該当する可能性の高い方々には、随時検査（確定検査）を受けていただくようもれなくご案内ください。

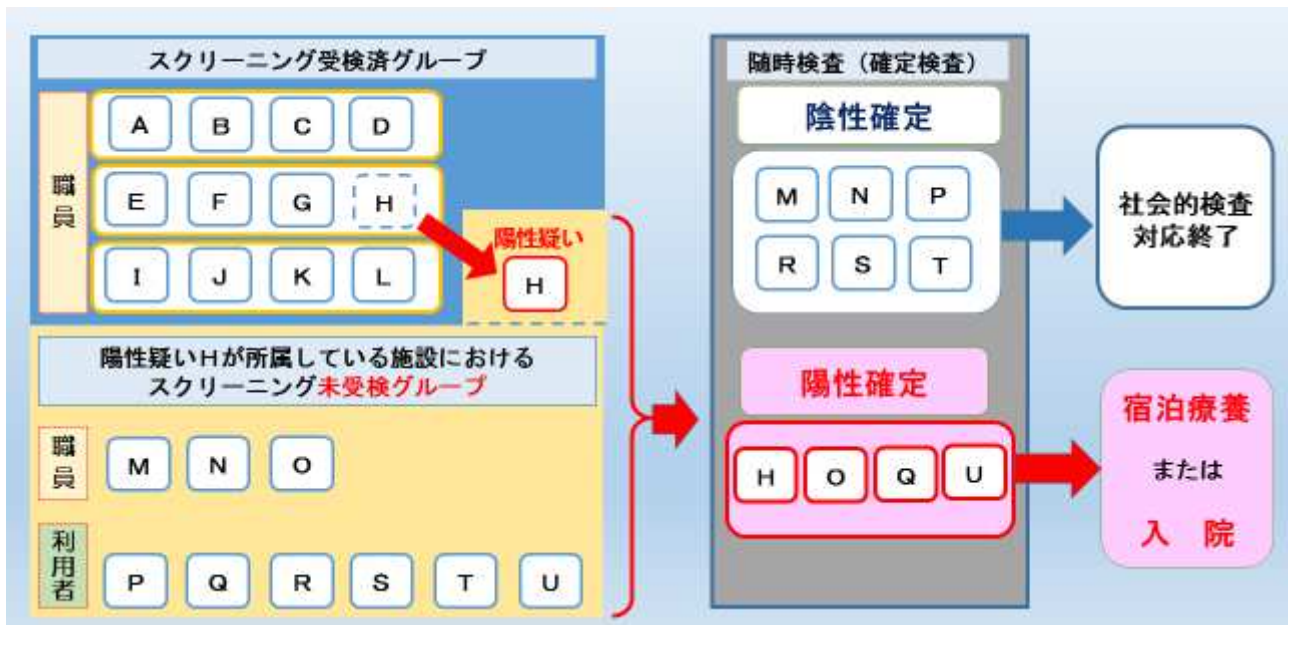
【該当例】

「陽性疑い」の方と、「陽性疑い」の方の検体採取日の2日前までに、

- ・ 長時間の接触（車、航空機内等を含む）があった。
- ・ 概ね1m以内の距離で、マスク等を着用していない状態で15分以上接触があった。 等

なお、随時検査（確定検査）の結果、陽性となられた方は、宿泊療養又は入院となります。

イメージ図



5 スクリーニング検査に関するQ & A

Q1 スクリーニング検査は必ず受検しないといけませんか？

A1 スクリーニング検査の受検は任意です。

Q2 スクリーニング検査は事業所・施設の利用者も受けられますか？

A2 スクリーニング検査の対象は、対象事業所・施設の職員のみで、利用者は受けられません。

Q3 区外在住の職員もスクリーニング検査を受けられますか？

A3 区外在住の職員も、スクリーニング検査を受検いただけます。

Q4 職員個人でスクリーニング検査の申込みをすることはできますか？

A4 原則として、事業所・施設を通じてお申し込みいただきます。

Q5 対象事業所・施設の職員と同居する家族などは検査を受けられますか？

A5 スクリーニング検査の対象は、対象事業所・施設の職員のみです。

Q6 スクリーニング検査は複数回受けられますか？

A6 スクリーニング検査は複数回（2週間に1回程度）受けられます。事業所・施設単位で、お申し込みください。

Q7 検査を受ける場合、いつまでに申し込めばよいですか？

A7 スクリーニング検査の申込受付は、令和3年3月19日までの予定です。なお、スクリーニング検査は、お申込みをいただいてから、検査キットをお送りし、回収するまで、約1週間から10日前後のお時間がかかりますので、その点を考慮いただき、早めのお申込みをお願いします。

Q8 スクリーニング検査が始まると、定期検査・随時検査は受けられなくなりますか？

A8 スクリーニング検査が始まっても、定期検査・随時検査は引き続き受検していただけます。それぞれの検査の特性を踏まえ、事業所・施設の実情に応じて、受検してください。

これまでの「定期検査」・「随時検査」と「スクリーニング検査」との違い】

定期検査・随時検査	<ul style="list-style-type: none">・医療従事者の立ち会いのもと事業所等で検体を採取します。採取場所の確保や職員ローテーション等を調整し、採取日程を決める必要があります。・医師による診断を行う「行政検査」のため、「陽性」の再検査は不要です。
スクリーニング検査	<ul style="list-style-type: none">・「検体採取キット」を事前に送付し、受検者自身で検体採取が可能です。ただし、検体の保管方法等について、一定の制約があります。・医師による診断を行う「行政検査」ではないため、「陽性疑い」の場合は、速やかに医師が診断を行う「随時検査」(行政検査)の受検が必要です。

Q9 最近、定期検査・随時検査を受けたばかりですが、スクリーニング検査を受けることはできますか？

A9 定期検査・随時検査の受検日から、2週間程度あけての受検をお願いします。

Q10 検体採取は、いつ行えばいいですか？

A10 検体採取は、検体回収日の朝（難しい場合は、前日の午後以降）お願いいたします。なお、詳細につきましては、申込後、検査センターより送付する「唾液採取方法及び提出について」をご確認ください。

Q11 検査結果はいつ連絡されますか？

A11 原則、検体回収日の翌日午後以降にご連絡いたします。

Q12 「陽性疑い」は陽性とは異なるのですか？

A12 スクリーニング検査は、医師による診断が行われず、行政検査ではないため、陽性ではなく「陽性疑い」と判定されます。その後に受検いただく随時検査で陽性となった場合、陽性が確定します。

Q13 スクリーニング検査で「陽性疑い」となった場合、随時検査は必ず受けなければいけませんか？

A13 「陽性疑い」の方は、施設内や家庭での感染を防ぐため、随時検査を受検いただくことにご理解くださいますようお願いいたします。

Q14 スクリーニング検査で「陽性疑い」となった場合、勤務しても問題ないですか？

A14 スクリーニング検査は医師による診断は行われなため、行政検査ではなく、行動制限をすることはありません。しかし、その後随時検査を受検し陽性者となった場合、その間も含め接触した方が「陽性者」や「濃厚接触者」となる可能性があるため、それを踏まえ当該職員の勤務形態をご考慮ください。

Q15 発熱などの症状が出ている場合、スクリーニング検査受けたほうがいいですか？

A15 発熱などの症状が出ている場合は、スクリーニング検査は受検せず、かかりつけ医に電話相談するか、以下の相談窓口にお電話ください。

【症状のある方】

世田谷区発熱相談センター

電話 5432 - 2910 (平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都発熱相談センター

電話 5320 - 4592 (24時間対応)

【症状のない方】

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口

電話 5432 - 2111 (平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナコールセンター

電話 0570 - 550571 (午前9時～午後10時)

Q16 スクリーニング検査はどのくらいの頻度で受けていいですか？

A16 検査頻度につきましては、検査日（検体回収日）から2週間程度あけての受検をお願いします。

Q17 訪問介護事業所の場合で「陽性疑い」となった職員がいる場合、随時検査では利用者も検査を受けることとなっていますが、利用者の自宅まで検体採取にいてもらえるのですか？

A17 所属する事業所・施設で随時検査を実施し、事業所・施設での検査が難しい場合は社会的検査センターが指定する場所で検査を実施します。ただし、いずれの場合においても、「利用者数が多い」「指定する場所までの移送手段が確保できない」など、受検が難しい場合は申込時にご相談ください。

Q18 遠方(区外)から通勤する職員が「陽性疑い」となった場合、随時検査のために公共交通機関を利用して事業所・施設に来させるのは、感染を広めるリスクがあると思いますが、随時検査を受けさせるべきですか？

A18 あくまでスクリーニング検査は医師の診断を伴わないため、確定検査ではなく、行動制限をすることはありません。しかしながら、その後随時検査を受検し陽性者となった場合、その間も含め接触した方が「陽性者」や「濃厚接触者」となる可能性があるため、それを踏まえ当該職員の対応を考慮くださいますようお願いいたします。なお、居住地において、保険診療で検査を実施している医療機関をご自分でお探しいただき、その指導のもと検査を受けていただくことも可能です。

Q19 訪問介護員が「陽性疑い」となった場合に、スクリーニング検査日の前後において、利用者宅で訪問介護を行いました。
その際、利用者の同居のご家族とも会話などをしていた場合、同居のご家族は随時検査を受けられますか？

A19 随時検査は、原則として介護事業所の職員と利用者を対象としています。例えば、スクリーニング検査の結果をお知らせする時点で、「陽性疑い」の職員に症状の発生が確認されている場合などにおいて、保健所との連携なども視野に入れた対応を要する場合も想定されるので、個々のケースに応じてご案内させていただきます。

6 日ごろからの感染予防の取組みについて

- 新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、手指の消毒、マスクの着用など、引き続き感染予防の取組みをお願いします。
- 職場での食事や休憩時間に、マスクを外した状態で職員同士が近距離で会話をしないなど、日ごろから感染予防と、濃厚接触とならない行動をお願いします。
- スマートフォンを使用されている方は、「COCOA - 新型コロナウイルス接触確認アプリ」の利用について、ご理解とご協力をお願いします。